

## 就学援助費（新入学準備費）申請書兼世帯表

受付印

和木町教育委員会 様

新入学準備費の交付を受けたいので、下記の同意事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

申請者				
氏名		連絡先（携帯）		
住所	和木町			

提出日： 年 月 日

## 新入学準備費の交付を希望する児童生徒（4月1日現在の見込みで1学年になる児童生徒のみ記入）

フリガナ 児童生徒氏名	申請者 との 続柄	生年月日	入学予定の学校名	申請理由 (該当するものにチェック✓)
		年 月 日	学校	<input type="checkbox"/> 個人事業税又は市町村民税の減免 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料の免除 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料の減免・徴収猶予 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金の貸付 <input type="checkbox"/> その他の理由（経済的困窮） ( )
		年 月 日	学校	
		年 月 日	学校	
		年 月 日	学校	

## 上記児童生徒以外の世帯状況（同居している者及び別居している同一生計の者）

フリガナ 世帯員氏名	申請者と の続柄	生年月日	勤務先・学校等	申請内容の確認について (該当するものにチェック✓)
	申請者本人	年 月 日		1. 生活保護を受給している <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい →新入学準備費の支給対象外のため、申請できません。
		年 月 日		2. 昨年1月1日時点で和木町に住民票が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		年 月 日		3. 入学までに他市町村へ転出する可能性がある <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい →支給後に転出された場合、返還いただく必要がありますので、入学後(4月中)に申請をしてください。
		年 月 日		4. 同一年度内（昨年の4月から今年の3月まで）に和木町から就学援助の認定を受けしており、現在も申請要件を満たしている。 <input type="checkbox"/> いいえ →裏面の通り、申請要件に該当する書類の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> はい →裏面の添付書類は不要です。
		年 月 日		

## 同意事項（内容を確認後、□にチェック✓をしてください。）

- 就学援助の認定に際し、教育委員会が私及び私の属する世帯員（別世帯で同一生計の者を含む。）の住民基本台帳の住民情報、所得額及び所得控除額等の課税情報、扶養関係情報等の閲覧、並びにこれに伴う所要の調査に同意します。
- 新入学準備費の交付を希望する児童生徒が入学するまでに、他市町村へ転出する予定はありません。万が一、新入学準備費の受給後、入学までに他市町村へ転出した場合、速やかに全額を返還することに同意します。

※いずれの方も、4月中に新年度分の就学援助費を申請される場合は、添付書類が必要となります。

## 振込口座（口座名義は申請者と同一としてください。）

金融 機関	銀行 金庫 農協 信用組合	支店 本店 支所 出張所	口座種別	口座名義（カタカナ）	口座番号（右詰め記入）						
			普通 当座								

## （注記）

- 1 訂正する場合は該当する箇所に二重線を引いて、正しい内容を記入してください。修正液、修正テープは使用しないでください。
- 2 口座情報は誤りのないよう正しく記入してください。誤りがある場合、確認に時間を要し、支給に遅れが生じる可能性があります。
- 3 「上記児童生徒以外の世帯状況（同居している者及び別居している同一生計の者）」欄には、申請者と生計を同一とする方すべてをご記入ください。生計が同一とは、同居の有無に関わらず、申請者と生活費を共にしている状態を指します。
- 4 必要書類が不足している場合、認定審査はできません。本紙裏面を必ずご確認ください。

## 就学援助費（新入学準備費）の申請に必要な添付書類一覧

就学援助申請要件		添付が必要な書類	注意事項
ア	個人の事業税又は市町村民税の減免措置を受けている世帯	減免決定通知書の写し	
イ	市町村民税の非課税世帯	市町村民税非課税証明書 ※昨年の1月1日に和木町に住民票がない方（1月2日以降に和木町へ転入された方、他市町村に住民票のある同一生計の世帯員など）のみ	・世帯員全員（別居している同一生計の世帯員も含む）が非課税である必要があります。 ・昨年の1月1日に和木町に住民票がある方は、課税台帳等で確認を行いますので、提出不要です。
ウ	児童扶養手当の受給世帯	児童扶養手当証書の写し	・児童手当ではなく、児童扶養手当です。 ・全部支給停止の場合、手当の支給がありませんので、申請要件の対象外です。
エ	国民年金保険料の免除を受けている世帯	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し	・世帯員全員（別居している同一生計の世帯員も含む）が免除されている必要があります。
オ	国民健康保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けている世帯	減免決定通知書の写し 又は 徴収猶予通知書の写し	・世帯員全員が減免または徴収猶予を受けていることが必要です。
カ	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金貸付決定通知書の写し	
キ	上記に該当しないが、経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる世帯	前年中の所得額が分かるもの  源泉徴収票の写し 又は 確定申告書の写し	・添付書類 ・源泉徴収票の写し ……前年中の収入が給与収入のみである場合 ・確定申告書の写し ……前年中の収入に、給与収入以外の収入がある場合 ※不明瞭な場合は、確定申告書の写しを提出してください。 ※所得課税証明書は申請日時点で取得した場合、前々年中の所得が記載されるため、添付書類として使用できません。

その他、書類の提出が必要な場合

離婚調停中である場合	裁判所からの文書（調停申立書又は訴状の写し等）	・原則、離婚調停中の配偶者も同一世帯員として審査をするため、申請書への記載が必要です。ただし、左記の書類を提出いただくことで、別世帯員としてみなせることができます。
------------	-------------------------	--

※上記の添付書類は、新入学準備費の申請時に必要な書類です。4月以降の就学援助費の申請時に必要な書類とは異なる場合がありますので、ご注意ください。